

* 若者をめぐる消費者トラブル *

保存版

契約ってなんだろう?

契約とは?

法的な責任が生じる「約束」のことです。あまり意識していないかもしれませんが、私たちの普段の生活は、実に多くの契約で成り立っています。

例えばどんなこと?

- スーパーで買物をする。
- バスや電車に乗る。
- DVDを借りる。
- コインロッカーを利用する。
- 英会話スクールに入る。

これらはすべて契約です。



契約の成立はいつ?

あなたの「買います」「借ります」という意思表示に対して、相手が「売ります」「貸します」と承諾し、**お互いの意思表示が合致した時点で契約は成立します。**

口約束はどうなるの?

たとえ口約束でも契約は成立します。

契約書を作成し、判を押すのはなぜ?

文章にして内容をはっきりさせ、確かに契約をしたという証拠を残すためです。



契約が成立するとどうなるの?

契約が成立すると、それを守る義務が生じます。契約書のあるなしにかかわらず、**契約を守るのは当然のこと**です。原則として、一度結んだ契約は勝手にやめることはできません。

契約を守らないとどうなるの?

契約を守るよう法律で強制されたり、「債務不履行」として損害賠償などの責任を負うこともあります。

契約を解約するには?

相手の同意が必要です。通常は違約金を支払うことになります。



..... 不用意な契約はトラブルのもとです。契約はくれぐれも慎重に!

契約が取り消されたり無効になる場合はあるの?

次のようなときは、条件次第で契約をやめることが認められる場合があります。

- 未成年者が法定代理人(親等)の同意なく契約した場合。
ただし、自分を成年者と偽ってした契約は取り消せません。
- だまされたり、脅かされたりして契約した場合(詐欺・脅迫)。
- 間違っして契約した場合(錯誤)。
- 訪問販売・電話勧誘販売などで契約した場合は、クーリング・オフ制度を利用すれば、一定の期間内であれば無条件で解約が可能。

突然身に覚えのない請求が!



手口

- *メールや電話で、利用した覚えのない請求が届きます。
相手は、あなたからの連絡を待っています。連絡させて、住所、氏名、年齢などの個人情報を聞き出し、逃げられないようにします。

アドバイス

- *この場合、そもそも契約は成立していませんので、支払い義務はありません。
- *「身に覚えがなければ早急に連絡を」などと書かれている場合がありますが、絶対に連絡しないように!
連絡をすると個人情報を聞き出され、新たな請求をされることがあります。

しまった! アダルトサイトに...



手口

- *見知らぬ人からのメールに記載されたアドレスにアクセスしただけで、登録したことになってしまい、利用料金を請求された。
- *無料ダウンロード中に、「18歳以上」をクリックしたら、いきなり料金請求画面になった。

アドバイス

- *申し込みの意思もないのに、一方的に登録された場合、**契約は成立していないため、支払いの義務はありません。**
- *操作を誤って登録した場合は、「錯誤」による契約の無効を主張できる場合があります。
- *一度支払うと次々と請求がきます。請求されても、怖がらずに無視しましょう。
- *出会い系サイトやアダルトサイトのメールは、危険がいっぱい。
18歳未満の者が「出会い系サイト」を利用することは、禁止されています。
- *絶対に迷惑メールなどのURL (http://...)にはアクセスしないこと!

マルチ商法

いいバイトがあるんだ。
人を紹介するだけで
簡単にお金が
もらえるんだ!!



手口

*友人から「すごくいいバイトがある」「ネットワークビジネスで稼ごう」などと誘われます。会員になって別の友人に商品を勧めて、購入させると紹介料が入るといふ商法です。

主な商品・サービス

健康食品、化粧品セット、浄水器、代理店の権利など

アドバイス

*誰でも簡単に高収入が得られるように思わせて勧誘しますが、実際は会社と一部の販売員だけがもうかるシステムです。楽しんでもうかる話はありません。きっぱり断りましょう。

*成功体験話に踊らされ、安易に契約しないこと。

アポイントメントセールス

プレゼントが当たりました♥
詳しいご説明をしたいので
会社まで取りに来てください。



手口

*「プレゼントが当たった」「旅行や買い物が安くなる」「特別モニターに選ばれた」などと本当の目的を隠して喫茶店や営業所に誘い出し、高額な商品やサービスの契約を迫ります。

主な商品・サービス

ネックレス、レジャー会員権、指輪、絵画など

アドバイス

*「あなただけ」「特別に」などは誘い文句です。知らない人から甘い言葉で誘われても、安易に出かけてはいけません。

キャッチセールス

化粧品の
アンケートを
お願いします。



手口

*駅や繁華街の路上で、「アンケートに答えてください」などと声をかけ、喫茶店などに連れて行き、契約するまで何時間も拘束して帰さずに、化粧品やエステなどの契約を迫ります。

主な商品・サービス

エステ、化粧品、外国語教室など

アドバイス

*足を止めると、言葉巧みに強引にアンケートと称して勧誘するための場所へ連れていきます。呼び止められても、相手にしないことが肝心です。決してついて行かないようにしましょう。

訪問販売・電話勧誘販売などの契約解除には、クーリング・オフ制度を利用しましょう!

クーリング・オフ制度とは、訪問販売などで消費者にとって不意打ちになるような取引について、いったん契約した場合でも、後で冷静になって契約をやめたいと思えば、一定期間内(8日、ただし例外もあり)であれば無条件で契約の解除ができる制度です。

(※クーリング・オフができる条件・期間など詳しくは消費生活相談窓口へ)

クーリング・オフの効果

- *支払った金額は全額返金されます。
- *商品等の引き取りにかかる費用は事業者の負担となります。

クーリング・オフの方法

- 必ず書面で、契約をやめたい旨を書いて業者に通知します。
- 発信したことが証明できるように、はがきを「特定記録郵便」または「簡易書留」で送ります。
- 証拠として、必ず両面のコピーをとっておき、「特定記録」や「簡易書留」の受領証と一緒に大切に保管しましょう。
- クレジット契約をしている場合には、クレジット会社へも書面を送りましょう。

※内容証明郵便で出す方法もあります。

郵便はがき

住所 氏名

平成〇〇年〇月〇日

右記日付の契約は解除します。
なお、すみやかに支払済の〇〇〇〇円を返金し、
商品を引き取ってください。

販売会社名

〇〇〇〇株式会社

契約年月日

書面受領日

商品名

契約金額

〇〇〇〇円

〇〇株式会社

平成〇〇年〇月〇日

平成〇〇年〇月〇日

〇〇市〇〇町〇番地

〇〇株式会社

代表者様

【はがき記入例】

困った時は 早めに相談!

安易な承諾や支払い、あいまいな返事はトラブルのもとです。「うますぎるもうけ話に注意する」「必要がなければはっきり断る」など日頃から心がけ、少しでもおかしいと思ったら、家族や下記の窓口に相談しましょう。
また、多重債務に関する相談も扱っています。

県民生活プラザ	消費生活相談	多重債務相談
中央県民生活プラザ	☎ (052) 962-0999	☎ (052) 962-5100
尾張県民生活プラザ	☎ (0586) 71-0999	☎ (0586) 71-5900
海部県民生活プラザ	☎ (0567) 24-9998	☎ (0567) 24-2500
知多県民生活プラザ	☎ (0569) 23-3300	☎ (0569) 23-3900
西三河県民生活プラザ	☎ (0564) 27-0999	☎ (0564) 27-0800
豊田加茂県民生活プラザ	☎ (0565) 34-1700	☎ (0565) 34-6151
新城設楽県民生活プラザ	☎ (0536) 23-8701	☎ (0536) 23-8700
東三河県民生活プラザ	☎ (0532) 52-0999	☎ (0532) 52-7337

消費生活相談窓口 (各市内在住在勤の方のみ)

名古屋市消費生活センター	☎ (052) 222-9671	豊橋市消費生活相談室	☎ (0532) 51-2305
岡崎市消費生活相談室	☎ (0564) 23-6459	一宮市消費生活相談窓口	☎ (0586) 71-2185
豊田消費生活センター	☎ (0565) 33-0999	小牧市消費生活相談室	☎ (0568) 72-2101(代)

